平成２５年（フ）第２４６号
佐賀県佐賀市天神２丁目２番28号　松尾天神ビル703
債務者　岩松さつき（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成25年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３０９号
大分市大在中央２丁目３番40号
債務者　岡崎　正彦
1　決定年月日時　平成25年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５１号
大分県中津市大字東浜870番地１　サンガーデン中津605号室
債務者　松野洋一朗
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第５２号
岩手県北上市九年橋３丁目18番５号　グランドハイツ斉藤205号、旧住所岩手県北上市新穀町２丁目１番19号
債務者　及川　ヒデ
1　決定年月日時　平成25年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第１０２号
茨城県稲敷郡河内町源清田2212番地
債務者　大原　生雄
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１０５号
茨城県牛久市栄町１丁目52番地の１　栄町プラザ１―105号室
債務者　渡部　友美
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１０６号
茨城県取手市野々井1023番地７
債務者　簗瀬いつみ
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１１２号
茨城県牛久市さくら台３丁目20番地６　ペルシェール101
債務者　佐藤　　久
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１１３号
茨城県稲敷市光葉４番地145
債務者　清原　得実
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第７５号
群馬県みどり市東町花輪1235番地
債務者　金子　勝己
1　決定年月日時　平成25年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第８１号
群馬県桐生市境野町５丁目387番地の１　キャッスルニューエルⅡ202号
債務者　飯田　　貢
1　決定年月日時　平成25年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第２６５号
山梨県甲斐市竜王新町1141―１　土橋ベストⅡ202号、住民票上の住所山梨県甲斐市富竹新田779番地９
債務者　河西　茂雄
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２７３号
山梨県甲府市下河原町３番21―３号
債務者　長谷部ひろ子
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２８２号
山梨県笛吹市境川町大坪1111番地３　県営住宅Ａ―105
債務者　岡　　玲子
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３３号
長野市大字安茂里1727番地　ハイツ美谷島Ｅ号
債務者　河村千恵美（旧姓西山）
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１６５号
長野県松本市筑摩３丁目14番23号
債務者　小澤　伸介
1　決定年月日時　平成25年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第４２号
愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城2205番地
債務者　清水　正臣
1　決定年月日時　平成25年９月13日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
松山地方裁判所宇和島支部